

2020年4月14日

会員各位

公益社団法人全国ビルメンテナンス協会  
会長 一戸隆男

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を受けた出勤者7割削減を実現する  
ための在宅勤務等の推進について  
(新型コロナウイルス感染症に係る情報提供No.26)

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃より当協会の事業運営にご理解・ご協力を賜りまして厚く御礼を申し上げます。

標記について、厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課から、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を受けた出勤者7割削減を実現するための在宅勤務等の推進に関するお願いがありました。

先般、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針において、緊急事態宣言時に、事業の継続が求められるものの例示として、「ビルメンテナンス」が挙げられたことをお知らせしております。

しがたいまして、「三つの密」を避けるための取組を講じつつ、業務を継続することを優先した上で、可能な範囲で、出勤者7割削減に取り組んでいただくよう、ご協力をお願い申し上げます。

敬具

記

【添付資料】

・新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を受けた出勤者7割削減を実現するための在宅勤務等の推進について

以上

……………【本件に関する問い合わせ先】……………

公益社団法人 全国ビルメンテナンス協会 事業推進部 下平智子  
〒116-0013 東京都荒川区西日暮里5-12-5 ビルメンテナンス会館5階  
TEL 03-3805-7560 FAX 03-3805-7561 t\_simo@j-bma.or.jp